

令和2年第4回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年12月10日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案第60号 取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第61号 取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について
議案第62号 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第63号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第64号 取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について
議案第65号 （仮称）取手市立博物館建設基金設置条例及び（仮称）取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例について
議案第66号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第3 議案第68号 市道路線の変更について
議案第69号 市道路線の認定について
議案第70号 市道路線の廃止について
議案第73号 指定管理者の指定について
議案第74号 取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
-
- 日程第4 議案第75号 令和2年度取手市一般会計補正予算（第7号）
議案第76号 令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号 令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第78号 令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第79号 令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第5 議案第80号 令和2年度取手市一般会計補正予算（第8号）
-
- 日程第6 請願第11号 藤代小学校学童トイレ設置に関する請願
請願第12号 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書提出を求める請願書
-
- 日程第7 請願第13号 「取手市立戸頭北保育所」の存続を求める請願
請願第14号 市民の共感と納得を得る行政運営に努めることを求める請願
-
- 日程第8 意見書案第13号 福島原発処理汚染水放出に関する意見書について
意見書案第14号 日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書について
-

日程第9 意見書案 感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な措置を求め
第15号 意見書について

日程第10 意見書案 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書について
第16号

令和2年12月9日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第65号	(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例について	原案可決
議案第66号	取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第67号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第73号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第74号	取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原案可決

令和2年12月9日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 石井めぐみ

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第60号	取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第61号	取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第62号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第63号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第77号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第78号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第79号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決

令和2年12月9日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第64号	取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について	原案可決
議案第68号	市道路線の変更について	原案可決
議案第69号	市道路線の認定について	原案可決
議案第70号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第76号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

令和2年12月9日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 赤羽直一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第75号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第7号）	原案可決

令和 2 年 1 2 月 9 日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

請願審査報告について

本委員会は、令和2年11月30日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第11号	藤代小学校学童トイレ設置に関する請願	採 択	執行機関に送付し、その処理経過及び結果の報告を請求
請願第12号	核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書提出を求める請願書	採 択	関係機関に意見書を提出

令和2年12月9日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 石井めぐみ

請願審査報告について

本委員会は、令和2年11月30日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第13号	「取手市立戸頭北保育所」の存続を求める 請願	不採択	
請願第14号	市民の共感と納得を得る行政運営に努め ることを求める請願	不採択	

意見書案第15号

感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な措置を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 金澤克仁

〃 〃 染谷和博

感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な措置を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染者やその家族・濃厚接触者に対する誹謗中傷が後を絶ちません。大学や高校の部活で発生した集団感染において、「感染した学生の住所を教えろ」「大学名を改名しろ」などと、過激な誹謗中傷が電話・メール・SNS で相次ぎました。

福岡市に住む38歳の自営業の男性は、3月下旬に体温38.5度、コーヒーの味がしないので、内科に電話。内科は「薬を出す」「病院には来ないでくれ」との対応。4月4日に陽性と判明。保健所は「入院できる病院がない」「とりあえず家で耐えてくれ」、薬も飲むな…。その後、高熱で病状悪化、自分で入院できる場所を探し、11日間入院後、検査で2回陰性となりやっと退院。新型コロナウイルスが陰性となって退院した後、肺炎の経過観察を病院にお願いしたところ「もしあなたがコロナの発生源になったら、うちの病院も困るので」などと8件断られたといいます。

このような人権侵害行為は、たとえ不要不急と思われる外出や、行政の要請に反する状況で感染したとされる方に対してであっても、正当化されることはなく、決して許してはならない行為であります。

日本国憲法の象徴ともいえる基本的人権の尊重である、個人の尊厳、自由及び人格権を侵す行為であり、感染者等の生活に重大な悪影響を与える行為は決して容認し得ないものです。

このため、感染者等は更なる人権侵害行為に遭うことを恐れて、感染の疑いがあっても医療機関を受診しない、感染経路や濃厚接触者に関する情報を明らかにしないなどの弊害を産み、逆に感染の拡大につながりかねません。

人権侵害行為に対するより厳しい措置や、誹謗中傷行為を抑制するより強い注意喚起を求め、下記事項を要請いたします。

記

- 1 感染者とその家族や濃厚接触者への人権侵害行為に対し、厳格な処罰を与える法案の制定を検討すること。
- 2 感染者等に対してより優しい配慮と誹謗・中傷に対する厳格な注意喚起を呼びかける対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 法務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣
国土交通大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長 茨城県知事

意見書案第16号

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年12月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書（案）

2020年10月24日、核兵器禁止条約発効に必要な批准国50か国になり、90日後の来年1月22日で核兵器禁止条約が発効します。

1946年、創設されたばかりの国際連合は総会決議第1号として「核兵器など大量破壊兵器の廃絶を最優先目標」に決めました。それから71年目、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連において122か国の賛同で採択されました。

1945年8月6日広島、8月9日長崎にアメリカ軍による原子爆弾が投下され、一瞬にして広島、長崎は廃墟となり、その年の内に21万人が亡くなりました。『真っ黒に焦げ炭になった屍、ずる剥けのからだ、無言で歩き続ける人々の列』まさに生き地獄そのものでした」と被爆者が訴えてきました。

核兵器禁止条約発効により、核兵器は非人道的悪魔の兵器として、「製造、配備、移動、威嚇、使用威嚇する」ことすべてが法的に禁止されることとなります。

世界各国がこの条約に署名し、批准することが求められています。

日本国憲法のもと75年間、平和の歴史を経験しました。この歴史を私たちの代で終わりにしてはならないと思います。

核兵器の破壊力は、人類の生存、文明、歴史を一瞬にして消滅させることができるだけでなく、その被害は何世代にもわたって影響を及ぼします。「悪魔の兵器」と呼ばれる所以です。広島・長崎の被爆者が訴える賛同署名が世界各国に広がり、非人道的核兵器として、「禁止」する条約が圧倒的多数の国、市民社会により採択に到達させたのです。

唯一の被爆国である日本政府が国際会議に参加せず、条約に反対し署名を拒否する姿勢は世界の世論に逆行するもので許されません。

1985年の「非核兵器平和都市宣言」は、その取手市民の意思を表したものです。私たちは、日本政府が核兵器禁止条約を早期に批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 外務大臣 総務大臣 法務大臣
防衛大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣